



平成 23 年 2 月 10 日

各 位

上場会社名　日本カーボン株式会社
代表者　取締役社長　田島　茂雄
(コード番号　5302　東証第一部)
問合せ先　業務管理部長　武田　道夫
(TEL　03-3552-6111)

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 22 年 3 月 26 日開催の第 151 回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランの有効期間は、平成 22 年 12 月期にかかる定時株主総会の終結の時までであり、平成 23 年 3 月 30 日開催予定の第 152 回定時株主総会の終結の時をもって満了いたします。

当社は、平成 23 年 2 月 10 日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、平成 23 年 3 月 30 日開催予定の第 152 回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを更新することを決定いたしましたので、お知らせいたします。本プランの詳細につきましては、別紙に記載しておりますが、今回の変更点として買収者からの追加情報の提供期間を新たに設定しております。なお、上記を決定した取締役会には、当社監査役全員が出席し、本プランの更新に異議はない旨の意見を表明しております。

(別 紙)

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）

1. 当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に向けた取組みについて

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社の企業価値の源泉は、1914年（大正4年）の創業以来①わが国カーボン工業のパイオニアまたリーディングカンパニーとして、蓄積してきた経験とノウハウに基づいたカーボン製品に関する総合的な技術力、②カーボンのすぐれた特性を活かし、お客様の幅広いニーズにきめ細かく応えることのできる、人造黒鉛電極、特殊炭素製品、炭素繊維複合材料、レスポン製品、リチウムイオン電池負極材など、高品質・高性能で豊富な製品群、③取引先との強固かつ長期的な信頼関係、④独自技術を持つ人材の能力発揮に基づく最先端かつ独創的な製品開発力、および⑤健全な財務体質にあります。

(2) コーポレート・ガバナンスの取組みの強化

当社は、監査役3名のうち、2名を独立性を有する社外監査役とし、一般株主と利益相反の生じる恐れがない、独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ております。また、平成12年11月より執行役員制度を導入し、取締役数の削減をはかり、迅速かつ機動的な業務執行を行うことができる体制を整えてまいりました。執行役員制により、経営の意思決定と業務執行の分離をはかりつつ、業務執行を監視する体制を強化するべく努めてまいりました。

これに加え、平成19年3月開催の当社定時株主総会において、当社取締役の任期を2年から1年に短縮する旨の定款変更について株主の皆様にご承認いただき、業務執行の監視体制を強化いたしました。さらに、今後とも当社のガバナンス体制をより一層強化してまいります。

当社は、以上に関連する諸施策を実行し、当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をはかつてまいります。

2. 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社は、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様に十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行する動きも見受けられます。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが買収対象である会社の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような株券等の大量買付行為の中には、真に会社経営に参加する意思が

ないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

3. 本プラン更新の必要性

こうした中で、当社の企業価値を向上させ、会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するためには、①高い技術力・開発力と人格を兼ね備えた社員の育成、②創業以来のノウハウや実績などを結集した、質の高いサービスの提供の継続、③長年にわたり培ってきた顧客および高い加工能力を有するグループ会社などとの信頼関係・連携の維持、④顧客・現場重視の企业文化および健全な財務体質の維持が必要不可欠であり、これらが当社株券等の大量買付行為を行う者により確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損される可能性があります。

特に、当社の主要事業である、カーボン製品は、常に新たな分野への用途開発や新素材開発が大切であり、経営方針が業績に反映されるには中長期間を要するため、経営方針についても中長期的な視点が必要不可欠であり、短期的成果配分を目指す経営方針では、企業基盤の存立を危うくし、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

さらに、大量買付行為が行われる際には、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項など、様々な事項を株主の皆様が適切に把握し、当該買収が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断していただく必要があります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために当該買収者に対する協議・交渉等を行うことを可能としたりすることにより、当社の企業価値の向上および株主共同の利益を実現するための合理的な枠組みとして、下記 4. 「本プランの内容」以下にその詳細を記載する本プランの更新が必要であると判断しました。

なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。当社の直近の大株主の状況等は別紙 4 のとおりであり、個人や金融機関を中心に株主は広く分散しております。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者（下記（3）イ.に定義します。）が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手續に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手續に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取

締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものであります。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引き換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。本新株予約権の詳細については、下記（4）「本新株予約権無償割当ての概要」をご参照ください。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

なお、本プランに従って対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行うことがあります。

当社は、本プランにつき株式会社東京証券取引所の規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ（<http://www.carbon.co.jp>）に本プランを掲載いたします。

（2）本プランの更新手続－本定時株主総会における承認

本プランは、平成22年3月26日開催の第151回当社定時株主総会による承認を受けて設定され、当社定款第15条に基づくものでありますが、本プランの更新にあたり株主の皆様の意思を適切に反映するため、同条に基づき、平成23年3月30日開催の第152回当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）における決議により本プランをご承認いただきます。

（3）本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

イ．対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものと除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いましたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

- ① 当社が発行者である株券等^{*1}について、保有者^{*2}の株券等保有割合^{*3}が 20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等^{*4}について、公開買付け^{*5}に係る株券等の株券等所有割合^{*6}およびその特別関係者^{*7}の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

*1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

*2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において別段の定めがない限り同じとし

ます。

- *3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- *4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。②において同じとします。
- *5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- *6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
- *7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

四. 本プランの公表および大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む日本語による買付提案書を、当社の定める書式により提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記ニ.に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上で、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10日以内に行うこととします。

- i. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の

8の2第1項および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。)を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)、方法および内容(大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の実現可能性等を含みます。)

- iv. 大量買付行為の対価の額の算定根拠(算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容(そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)ならびにその算定根拠等を含みます。)の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- vi. 大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策(ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。)
- vii. 大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 反社会的勢力またはテロ関連組織との関連性の有無(直接的であるか間接的であるかを問いません。)および関連性が存在する場合にはその内容
- x. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実について、直ちに株主の皆様等に情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に情報開示を行います。

ハ. 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された本必要情報が株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を満たしていると判断した場合は、その旨ならびに下記記載の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から原則として60日以内(以下「取締役会評価期間」といいます。)に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者(投資銀行、証券

会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含みます。) の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記二. に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記ト. に定める不実施決定通知を受領した場合は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

二. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が進行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しましたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会は、3名以上の委員より構成され、委員は当社取締役会が当社の社外監査役および社外有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）の中から選任するものとします。

本プラン更新時の独立委員会の委員には、別紙3記載の各氏を予定しております。独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様等に情報開示を行います。

ホ. 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮詢し、独立委員会は、この諮詢に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含みます。) の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆

様等に情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮詢に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的な内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

ヘ. 対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しましたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しましたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当し、かつ実施が必要かつ相当と判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

（i）高値買取要求を狙う買収である場合

- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的高配当をさせるか、一時的高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - a. 当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないおそれがある場合

ト. 当社取締役会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記へ. i. または ii. のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要そのほか当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（以下、不実施の決定に係る通知を「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

チ. 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を

最大限尊重して、対抗措置の実施または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に情報開示を行います。

(4) 本新株予約権無償割当ての概要（詳細については、別紙1「日本カーボン株式会社 新株予約権の要項」をご参照ください。）

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙1「日本カーボン株式会社 新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は金1円とし、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式1株と引換えに本新株予約権1個を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

なお、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記（1）記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様等に情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

更新後の本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成23年12月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。当社の取締役の任期は1年であり、かかる取締役の任期に合わせて本プランの有効期間も1年とするのが、株主の皆様の意思の重視により資すると考えております。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成23年2月10日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加え

る必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に対する反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに株主の皆様等に情報開示を行います。

また、平成23年12月期に関する定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの更新、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

(2) 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記3.に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、平成22年3月26日開催の第151回当社定時株主総会による承認を受けて設定され、当社定款第15条に基づくものですが、本プランの更新にあたり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、上記4. (2) 記載のとおり、本定時株主総会において、本プランのご承認をお諮りします。本定時株主総会において本プランをご承認いただけない場合は、本プランは更新されず、廃止されることとなります。また、上記4. (5) にて記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様に示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、上記4.(3)ニ.に記載のとおり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社社外監査役および社外有識者により構成されます。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については適宜株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記4.(3)ホ.およびヘ.に記載したとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、上記4.(3)ハ.およびホ.に記載したとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができますとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(7) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記4.(5)にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができることとしており、取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は、取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

6. 株主の皆様等への影響

(1) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはできません。

(2) 本新株予約権無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合で無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式全体の価値に関して希釈化は生じません。もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他

の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記（4）ロ.に記載する手続により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様に当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

(4) 本新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

イ. 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個当たり金1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が交付されることになります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振

替口座を開設していただく必要がある点にご注意下さい。

□. 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様に交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

別紙 1

日本カーボン株式会社 新株予約権の要項

I. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

下記Ⅱ. 記載の事項を含む内容の新株予約権（以下個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数の新株予約権を割り当てる。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式を除く。）1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

II. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記2）に定義される。）に對象株式数を乗じた価額とする。
- 2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は金1円とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、(7)項2)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金額の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) (i) 特定大量保有者、(ii) 特定大量保有者の共同保有者、(iii) 特定大量買付者、(iv) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- ① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27

条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。) の保有者 (同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。) で、当該株券等に係る株券保有割合 (同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。) が 20% 以上である者 (当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。

- ② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者を指し、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む (当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。)。
 - ③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け (金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。) によって、当社が発行者である株券等 (金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本③において同じ。) の買付け等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下同じ。) を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有 (これに準じるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 3 項に定める場合を含む。) に係る株券等の株券等所有割合 (同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。) がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して 20% 以上となる者をいう。
 - ④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される (当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除く。
 - ⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第 3 条に定義される。) をいう。
- 2) 上記 1) にかかわらず、下記①ないし④の各号に該当する者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社 (財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に定義される。) または当社の関連会社 (財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第 8 条第 5 項に定義される。)
 - ② 当社を支配する意図がなく上記 1) (i) の特定大量保有者に該当することになったものである旨当社取締役会が認めた者であって、かつ上記 1) (i) の特定大量保有者に該当することになった後 10 日間 (ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。) 以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記 1) (i) の特定大量保有者に該当しなくなった者
 - ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記 1) (i) の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者 (ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
 - ④ その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値または会社の利益ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者 (上記 1) (i) ないし (vi) に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または会社の利益ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会

が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または会社の利益ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

- 3) 新株予約権者は、当社に対し、自らが上記 1) 記載の (i) ないし (vi) のいずれにも該当せず、かつ、上記 1) (i) ないし (vi) に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明保証条項、補償条項その他当社が定める事項に関する誓約文言ならびに行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項を記載した書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 4) 新株予約権を有する者が本 (4) 項の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金は、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (7) 当社による新株予約権の取得
 - 1) 当社は、上記 (3) 項に規定する新株予約権の行使期間開始日前までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、上記 (4) 項 1) の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。
- (8) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
- (9) 新株予約権証券の発行
新株予約権については新株予約権証券を発行しない。
- (10) 法令の改正等による修正
上記で引用する法令の規定は、平成 23 年 2 月 10 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上

独立委員会規則の概要

- 第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）の導入に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。
- 第2条 1. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の社外監査役および以下の条件を満たした者（以下「社外有識者」という。）の中から選任する。ただし、社外監査役および社外有識者が、常時少なくとも1名ずつ就任していかなければならない。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。
- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下本条において同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下本条において同じ。）等となつたことがない者
 - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社等との取引先でなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
 - ④ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
2. 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、会社法上の機関として決議を行うにあたり、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。各委員および当社各取締役は、かかる決議にあたっては、専ら当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
 - ② 買付提案の内容が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定ならびに対抗措置の実施または不実施
 - ③ 対抗措置の中止
 - ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
 - ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- 第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもってこれを行うことができる。
- 第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- 第6条 各委員の任期は、本プランを承認した直近の定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- 第7条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。
- 第8条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。
- 第9条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

独立委員会委員の氏名

本プラン更新にあたり独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

佐々木 光雄（ささき みつお）

公認会計士・税理士

昭和24年3月6日生

[略歴]

昭和55年9月 公認会計士登録

昭和59年9月 税理士登録

昭和59年10月 公認会計士佐々木光雄事務所設立

平成3年4月 東光監査法人代表社員

富川 正（とみかわ ただし）

社団法人日本産業退職者協会常任理事

昭和13年7月17日生

[略歴]

昭和37年4月 安田信託銀行株式会社入行

平成2年10月 同行営業統括部営業推進第2部長

平成3年10月 安信住宅販売株式会社常務取締役

平成6年6月 日本橋サービス株式会社代表取締役

平成10年3月 当社社外監査役(常勤)

平成14年3月 当社社外監査役退任

平成17年6月 社団法人日本産業退職者協会常任理事

市川 舜策（いちかわ しゅんさく）

当社社外監査役候補（非常勤）

昭和21年9月10日生

[略歴]

昭和45年4月 株式会社富士銀行入行

平成4年5月 同行金融商品開発部長

平成5年5月 同行財務商品開発部長

平成8年5月 同行資金証券営業部長

平成12年6月 同行執行役員資金証券営業部長

平成13年2月 同行執行役員本店審議役

平成13年4月 富士投信投資顧問株式会社取締役副社長

平成16年6月 みずほインベスタートーズ証券株式会社専務取締役

平成18年6月 日本カーリット株式会社常勤監査役

大株主の状況等

1. 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	15,284	12.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	6,768	5.72
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	5,625	4.75
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	3,792	3.21
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	2,107	1.78
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	1,319	1.12
山内 正義	千葉県浦安市	1,240	1.05
みずほ信託銀行株式会社	東京中央区八重洲1-2-1	1,214	1.03
ザチャースマンハッタンバンク エヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決裁営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEM AN STREET LONDON EC2 P 2 HD, ENGLAND (東京都中央区月島4-16-13)	1,211	1.02
日本カーボン共栄持株会	富山県富山市高内27	1,107	0.94
計		39,669	33.53

(注) 1 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりである。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 15,284千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 6,768千株

2 上記のほか当社所有の自己株式 4,602千株 (3.89%) ある。

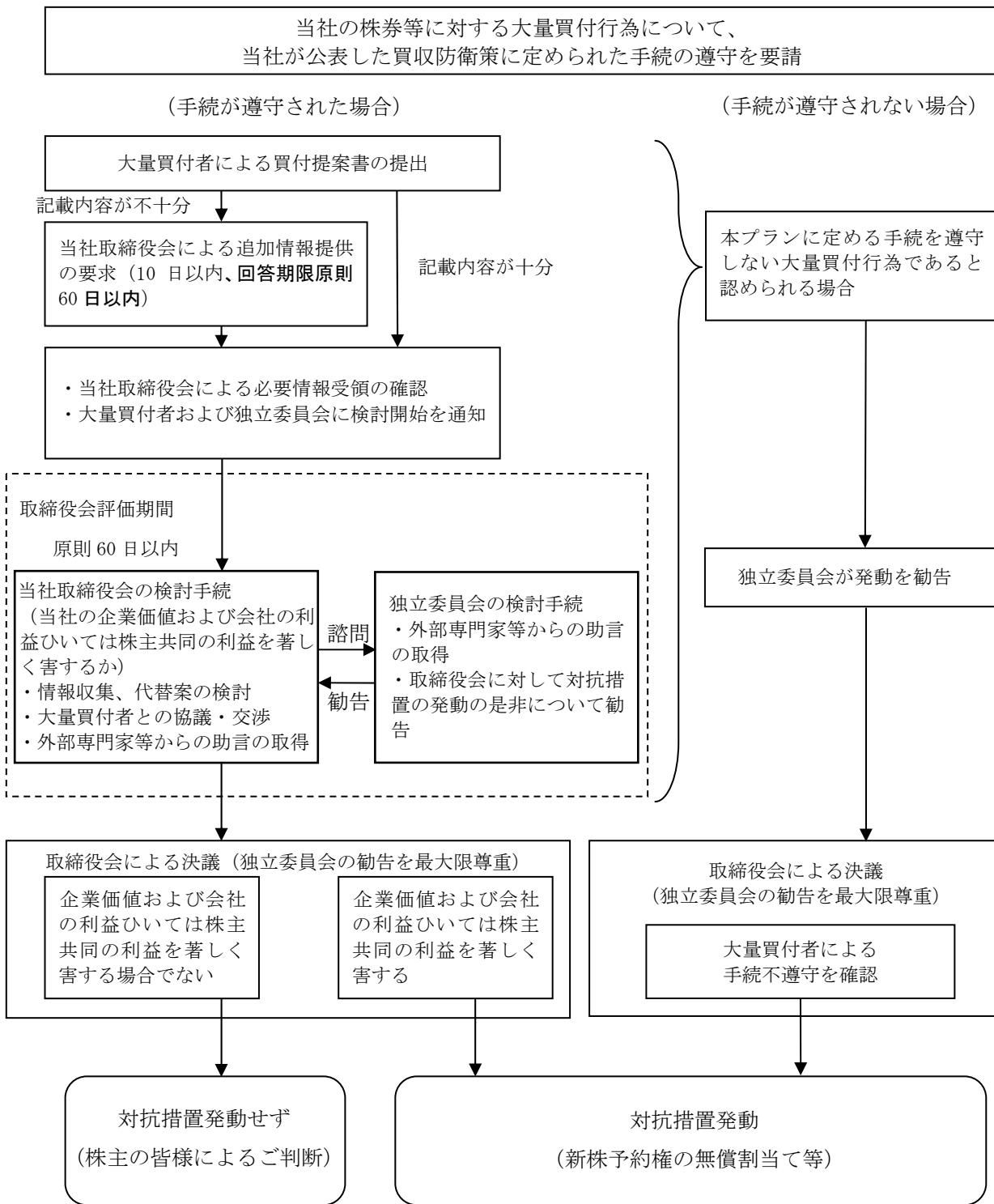
2. 【所有者別状況】

平成22年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	45	78	106	97	6	15,000	15,333	
所有株式数 (単元)	146	40,010	4,496	5,473	8,870	18	58,472	117,485	
所有株式数 の割合(%)	0.12	34.05	3.82	4.65	7.55	0.01	49.76	100.0	

(注) 1 自己株式4,603,225株は「個人その他」に4,603単元及び「単元未満株式の状況」に225株含めて記載してある。なお、自己株式4,603,225株は、株主名簿記載上の株式数であり、平成22年12月31日現在の実質保有残高は、4,602,225株である。

【参考】当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手續の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。